

保養施設のご案内

〔お問い合わせ先 施設課 ☎048-822-3304〕

共済組合では、本組合で直接経営している草津保養所「アルペンローゼ」のほか、他の共済組合の施設と契約し、組合員及び被扶養者の保養と健康増進のため利用助成金の制度を実施しております。

そこで、平成 23 年度における年間契約施設をここに挙掲載いたしましたのでご利用ください。

助成方法及び利用方法等

① 助成対象者

利用日現在、組合員（任意継続組合員を含む）及びその被扶養者（3 歳以上）である方を対象とします。

② 助成金額

(1) アルペンローゼ

- | | | |
|----------------|---------|---------|
| ○ 2 食付及び夕食付の宿泊 | 1 人 1 泊 | 6,000 円 |
| ○ 朝食付の宿泊 | 1 人 1 泊 | 3,200 円 |
| ○ 素泊りの場合 | 1 人 1 泊 | 2,700 円 |

(2) 委託保養所

1 人 1 泊 3,500 円

(3) 契約保養所

1 人 1 泊 3,500 円

③ 助成限度

(1) アルペンローゼ及び委託保養所

助成限度はありません。

(2) 契約保養所

1 人当たり 1 年度内 3 泊まで

④ 助成方法

(1) 利用券は、共済事務担当課から交付を受けてください。

(2) 各施設のフロントに利用券を提出すると、利用料精算の際に、補助金相当分が控除されます。

(注) 利用券には、所属所名、組合員氏名、組合員証記号番号、利用者氏名、利用者生年月日など必要事項を必ず記入して下さい。なお、必要事項の記入がない場合、利用が出来ませんので、ご注意下さい。

また、第三者への譲渡及び利用資格を持たない者の使用は、禁止します。

⑤ 利用の申し込み

- (1) 施設が指定した連絡先に直接申込み、その際に本共済組合の組合員であることを施設に必ず申し出てください。
- (2) 施設に対して組合員である旨を申し出ることによって、契約料金で利用することができます。ただし、一部の施設については、契約料金の扱いのない施設もありますのでご注意願います。(宿泊料金につきましては、申し込みの際に施設にご確認ください。)

※ パック旅行など旅行業者を仲介して契約施設等を利用された場合は、契約料金で宿泊できないとともに、契約保養所利用券もご使用になれませんのでご注意ください。

⑥ 他共済組合宿泊施設を利用する場合

- (1) 身分証明書、組合員証(写も含む)または施設利用証を施設に提示することにより、当該施設の組合員料金でご利用になれます。(一部の施設を除きます。)
- (2) 施設名等については、『共済事業のあらまし』巻末の「他共済組合施設一覧」をご参照ください。なお、本組合の契約保養所になっている施設については、利用券もご使用になれます。

⑦ その他

詳細につきましては、『共済事業のあらまし』をご参照ください。

その他不明な点等については、共済組合施設課(保養所担当)にお問い合わせください。

⑧ 任意継続組合員の皆さまへ

任意継続組合員の皆さまにつきましては、任意継続組合員である期間に限り、前記の助成を受けることができます。

なお、利用券の発行に関しましては、施設課(保養所担当)までご連絡ください。

直営施設「草津保養所アルペンローゼ」

県名	施設名	所在地	申込(問合せ)先	申込(問合せ)番号
群馬県	草津保養所アルペンローゼ	吾妻郡草津町草津 512-2	共済組合施設課(保養所担当) 草津保養所アルペンローゼ	048-822-3304 0279-88-1300

委託保養所「ホテル高松」

県名	施設名	所在地	申込(問合せ)先	申込(問合せ)番号
群馬県	ホテル高松	吾妻郡草津町草津 312	施設	0279-88-3011